

# 【全員提出する書類があります！】

## 高等学校等就学支援金制度のお知らせ

～授業料に充当しますので授業料の納付が不要になります～

申請することができる世帯の方

保護者（親権者。父母がいる場合は双方）の

「市町村民税所得割額」の合計が、30万4,200円未満の世帯の方

生活保護を受けている世帯の方

### 【ご注意ください】

申請が必要です。

ひとり親家庭に限った制度ではありません。あくまで、保護者全員の市町村民税所得割額の合計により支給の認定について審査をします。（返済の必要はありません）

高等学校等を卒業し又は修了した方、高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制の場合は48月）を超える方は就学支援金の申請はできません。

### 【市町村民税所得割額とは】

いわゆる住民税は「市町村民税」と「県民税」を合わせたものです。それぞれ「所得割」と「均等割」がありますが、この「市町村民税」の「所得割」の額が30万4,200円未満の世帯の方が就学支援金の支給を受けることができます。

住 民 税	市 町 村 民 税	所得割額
		均等割額
	県 民 税	所得割額
		均等割額

・・・この額が30万4,200円未満の場合、  
申請できます。

### 【市町村民税所得割額が確認できる書類の見本】

平成28年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書									
所得	給与所得	その他の所得計	主たる所得区	与算区分	業種	勤労	当	当	課税標準
総所得金額									
所得控除	雑損	医療	社会	小規模	生命	障害者	配偶者	勤労者	基礎
	配偶者			330,000					
配偶者特別			扶養親族該区分						
扶養基礎			本人該区分						
控除不足額			既充当額						
既充当額									

課税標準		所得割額	
総所得		所得割額	
山林所得		均等割額	
分離短期譲渡		所得割額	
分離長期譲渡		均等割額	
株式等の譲渡		所得割額	
上場株式等の配当		均等割額	
先物取引		所得割額	

市町村民税		県民税	
税額控除前所得割額		税額控除前所得割額	
均等割額		均等割額	
所得割額		所得割額	
均等割額		均等割額	
特別徴収税額		特別徴収税額	
控除不足額		控除不足額	
既充当額		既充当額	

所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。

ただし、市町村民税所得割額が30万1,200円以上30万4,200円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。

市町村民税所得割額が記載されています。  
県民税は含みません。

## 申請回数

1年次は、2回申請していただきます。（2年次以降、学年ごとに1回申請）

1回目の申請は、平成29年4月～6月分の就学支援金についてです。

平成29年3月3日（金）までに高校へ申請してください。

・・・・・・この認定は、平成28年度の市町村民税所得割の額で審査します。

2回目の申請は、平成29年7月～翌年6月分の就学支援金についてです。

6月以降に高校から案内がありますので、期限までに高校へ申請してください。

・・・・・・この認定は、平成29年度の市町村民税所得割の額で審査します。

## 【ご注意ください】

4月～6月分の就学支援金が認定されている方も、7月～翌年6月分の就学支援金の支給を受けるためには、2回目の申請が必要です。

4月～6月分の就学支援金について、平成28年度の市町村民税所得割が30万4,200円以上であったため申請ができなかった方も、7月～翌年6月分の就学支援金について、平成29年度の市町村民税所得割が30万4,200円未満であれば申請ができます。

**提出書類** ～ 1回目の申請（平成29年4月～6月分の就学支援金）

～ を配付の緑色の封筒に入れて提出してください。

就学支援金確認票 申請しない方も、必ず全員提出です！！

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

所得に関する書類（次の書類のうちいずれか）

保護者2名（父母）が市町村民税所得割を課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。

ア 平成28年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー（全体をコピーしてください）

イ 平成28年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー（納付書以外をコピーしてください）

ウ 平成28年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明の原本又はコピー

エ 生活保護受給証明書の原本（平成29年1月1日以降の発行日付のもの）

\* 源泉徴収票は市町村民税所得割額が確認できないので、受け付けておりません。

\* 勤務先が2ヶ所以上の場合や、給与所得以外に不動産収入などの収入がある場合は、イまたはウを提出してください。

## 【ご注意ください】

平成28年度の市町村民税所得割が30万4,200円以上のため申請ができない方（授業料を納付していただく方）も、就学支援金確認票（必ず全員提出）は、配付の緑色の封筒に入れて提出してください。

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けられず、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。